

令和4年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問の集計結果について

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員
資料5		-	-	-	全体の構成について、例、ページ1、1、施策ア、イ、ウ、カはア、イ、ウ、エでないか。	すべての施策について進捗状況を記載すべきですが、施策の数が多く、また、重複しているものもあることから、主なものを記載しております。記載されていない施策の進捗状況について、御意見、御質問があれば、説明させていただきます。	芝垣委員
資料5	1頁	1	①	ア	整備予定の生活介護1か所の地区はどのあたりか。すでに整備されているところとのバランスは取られているのか。	社会福祉法人けやき福祉会が、国、県、市の補助を受け、廻間町に整備します。定員は20名です。 けやき福祉会は、すでに運営している生活介護事業所において、行動障がい等のある重度の障がい者を多く受け入れており、開設予定の事業所においても、重度の障がい者を積極的に受け入れる意向を確認しております。 市内には、令和4年4月の時点で、生活介護の事業所が24か所(定員783名。入所含む。)あります。当市の障がい者総合福祉計画における生活介護の活動指標(1か月あたりのサービス利用人数)は、令和5年度で693名であり、充足率は100%を超えていますが、重度の障がい者が利用できる生活介護が不足しているため、整備は必要だと考えております。	永田委員
資料5	1頁	1	①	イ	「支援センターしゃきょうが〜」のしゃきょうとは何か。	当市では、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター業務を春日井市社会福祉協議会(社協)に委託しており、その名称が「基幹相談支援センターしゃきょう」です。	芝垣委員
資料5	1頁	1	①	イ	相談支援事業所の立ち上げ・体制拡充の依頼の結果、増加したのでしょうか。次の点について教えてください。 ①指定特定・指定障がい児相談支援事業所及び相談員数の変動 ②現在の計画相談員利用の普及率 ③計画利用の待機者が500名に及ぶ中、①②を踏まえた今後の方針案	①事業所及び相談員数の推移は次のとおりです。 事業所数 令和元年度21 令和2年度21 令和3年度22 相談員数 令和元年度48 令和2年度49 令和3年度52 ②計画相談の令和4年3月末の利用率は次のとおりです。 者 対象者2,299人 計画作成者数1,997人 利用率86.9% 児 対象者1,408人 計画作成者数1,096人 利用率77.8% ③引き続き、法人に相談支援専門員研修の受講を促すとともに、研修の修了後、相談員として従事していない者に対しては、計画相談に従事するよう促していきます。	石黒委員
資料5	2頁	1	①	キ	「障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入所……に関する相談等を行っています」について、この期間の実績は何件か。数値目標に対する実績を示して下さい。	各サービスの活動指標(1か月あたりでそのサービスを利用する人の数)は、計画の45ページに記載しております。 地域移行支援の利用者は、令和元年度が1名で、令和2年度と令和3年度は0名です。 地域定着支援の利用者は、令和元年度から令和3年度まで、各2名です。	山本委員
資料5	2頁	1	①	キ	地域定着支援について、常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行っているということだが、具体的にどのような相談があるのか。支援を行っているのか。障がい者からの相談方法は。	障がいのある人が一人暮らしを始めると、生活の中で様々な不安からの相談があるため、その都度、訪問看護や居宅介護事業所等関係機関に連絡、調整等を行っています。夜間など、時間外についても電話で相談を受け、必要に応じて自宅に訪問しています。	永田委員

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員
資料5	2頁	1	①	ク	確保している居室の利用状況はどのくらいか。	一時保護用の居室については、令和3年度は、延べ4名、38日の利用があり、令和4年度は、9月末までに延べ3名、18日の利用がありました。 宿泊体験用の居室については、令和3年度は、延べ3名、6日の利用があり、令和4年度は、9月末までに延べ17名、36日の利用がありました。	永田委員
資料5	2頁	1	①	ク	「◎休日の相談支援体制を確保します。」について、精神障がいに対する休日相談対応の具体策を示してください。	休日にも相談に応じられるよう、障がい者生活支援センターかすがいにおいて障がいの種別を問わず相談に応じています。 緊急の案件については、必要に応じ、市役所や保健所、各事業所等と連携し、対応に当たります。	山本委員
資料5	3頁	1	②	ウ	実施している講演会や研修会の参加状況は。	令和3年度の実施内容は次のとおりです。 ・障がい理解のための啓発事業講演会 「誰もが安心して暮らせるまちづくり 共に生きていくことができる社会を目指して～みんなでトコトン生きるために～」 講師：玉木幸則 令和3年12月3日開催 参加者93名 ・元気になる研修会 「チームビルディングや意識化することの大切を振り返り、対人援助の仕事に活かす。」 講師：河野弓子 令和3年10月21日開催 参加者24名	永田委員
資料5	3頁	1	③	ウ	ヘルプマーク、ヘルプカードの現在の配布状況は。周知されているか。	ヘルプマーク、ヘルプカードは、障がい福祉課、東部市民センター、基幹相談支援センターしゃきょう(総合福祉センター)で配布しています。ヘルプマークについては、春日井保健所でも配布しています。 また、郵送での受け取りを希望される方には、障がい福祉課から郵送しています。 周知については、ホームページに掲載するとともに、市役所や出張所、ふれあいセンターにポスターを掲示しています。また、福祉応援券の新規登録店舗にも、ポスターの掲示を依頼しています。 配布状況は次のとおりです。 ・ヘルプマーク 平成30年度1582個、令和元年度1247個、令和2年度1033個 令和3年度981個 ・ヘルプカード 平成30年度1435枚、令和元年度860枚、令和2年度728枚、 令和3年度796枚	永田委員
資料5	4頁	2	①	ア	第一希望の家に設置された児童発達支援センターの現在の利用状況はどのくらいか。特に離れた地区の住民には周知されているのか。	令和4年7月の利用状況は、次のとおりです。 ・児童発達支援 32人 224日 ・保育所等訪問支援 8人 8日 ・障がい児相談支援 8人 周知につきましては、近隣や遠方を問わず、ホームページやガイドブック、事業所展等において行っています。 ※市内にはほかに、児童発達支援センターが2か所あります。 (てくてく、春日井こども学園)	永田委員

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員
資料5	4頁	2	①	コ	放課後児童健全育成事業での障がい児の利用状況はどのぐらいか。放課後等デイサービスとの兼ね合いは。	市内の放課後児童クラブでは、令和4年5月1日の時点で、25か所で40名の障がい児を受け入れています。各障がい者手帳所持者のほか、発達障がい等の診断のある児童も対象としています。原則、障がいを理由に利用を断ることはありません。放課後児童クラブを利用するか、放課後等デイサービスを利用するかは、保護者の選択によります。放課後児童クラブの後に放課後等デイサービスを利用する児童や、曜日によって放課後児童クラブと放課後等デイサービスを使い分けている児童もいます。	永田委員
資料5	5頁	2	③	イ	令和4年度より、配置する学校を拡充しました。(37校→40校)とありますが春日井市内の全小学校37校と中学校ということなのでしょうか。春日井市内で学校生活支援員の方は何名配置されているのでしょうか。	全小学校37校と中学校3校の計40校になります。学校生活支援員の配置については、令和3年度末の時点で86名で、令和4年度は84名です。減少は退職によるものです。年度内に増員になることもあります。	服部委員
資料5	5頁	2	④	イ	特別支援学校等と小中学校の交流・共同学習とはどのような内容のものでしょうか。子どものころから障がいの理解が進むと良いと思います。	特別支援学校等に通学している児童が、居住する学区の小中学校に行き、同じ学年のクラスに入り、授業を受けたり、レクリエーションをしたりします。1日若しくは半日で実施しています。事前に、職員の配置や教室のレイアウト等について打ち合わせを行い、実施しています。	石黒委員
資料5	7頁	5	①	イ	市民の障がいに対する意識啓発として、障がい者週間に合わせてイベントを開催しているということだが、参加状況は。	毎年12月上旬に、障がい者団体作品展、障がいに関するマークのパネル展示、特別支援学校の生徒によるハンドベルコンサート、特別支援学校の生徒が作成した作品の販売を行っております。市役所の1階で1週間ほど開催しており、参加人数は把握しておりません。また、同時期に、先述の障がい理解のための啓発事業講演会を開催しています。	永田委員
資料5	9頁	7	①	ウ	令和3年度の路線再編の際には、困惑する障がい者が何名もいらっしゃいました。令和8年度見直しの際には、より配慮が必要だと思います。(路線変更より増線できると良いと思います。)	バス路線の見直しには、様々な意見が出るのが予想されます。見直しの際には、障がい者や高齢者といった配慮が必要な方々の意見も参考にして、検討していきたいと考えております。	石黒委員
資料5	9頁	7	②	ウ	令和4年度に日中サービス支援型共同生活援助が2か所開所する予定ですが11月開所の事業所は区分5、6の方には対応していないと聞いています。重度の障がいのある人への支援を行う事業所の開所を望みます。	日中サービス支援型共同生活援助も含め、各事業所には、重度の障がいのある方の受け入れを働きかけていきます。	服部委員
資料5	10頁	9	①	カ	避難所のバリアフリー化の推進について、知的障がい、精神障がいのある人や子どもへの配慮や整備に関してはどうなっているのか。	市では、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のために、福祉避難所を15か所設置しています。そのうち、福祉作業所、第一希望の家、第二希望の家は、知的障がい児・者の受け入れを優先することとしています。福祉避難所に避難された方の状況に応じて、看護師や保健師、社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、必要な支援に当たります。要援護者への対応や、性被害対策、おむつ等の物品の確保等詳細については、地域防災計画、避難所運営マニュアルをホームページに掲載しておりますので、そちらを御覧ください。	永田委員

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員
資料7		-	-	-	質問項目(数)が多い。	前回の調査(令和元年度)との比較を重視しているため、前回の調査項目をほとんどそのまま用いています。また、前回の調査以降の国の動向等を踏まえ、設問をいくつか追加しています。そのため、これだけの設問数になっております。設問数が多く、回答率にも影響する可能性があるかと認識はしておりますが、今回はこの設問数とさせていただき、次回のアンケート調査に向けて、設問数や設問内容を早い段階から精査していきたいと思っております。	岩田委員
資料7		-	-	-	「医療的ケアを受けていますか。」という設問があるが、導尿やストーマ管理、インスリン注射などは、自己管理されている方も多いため、受動的な表現ではなく、必要の有無を問う表現にしてはどうか。	御意見のとおり修正したいと考えております。	岩田委員
資料7		-	-	-	福祉などの情報を得る手段についての設問(資料7-1の問49等)の選択肢の「12 家族・友人」について、家族と友人を別の選択肢にする。(家庭内で情報を得ることができているのか、家庭の外の人とのつながりの中で情報を得ているのか、分けて把握する必要があると思う。)	御意見のとおり修正したいと考えております。	永田委員
資料7-3	22頁	-	-	-	問74 自由記入欄の行数を増やす。(当事者本人のより多くの意見を期待します。)	他の調査票も含め、レイアウトを調整し、自由記入欄の行を増やせないか検討します。	山本委員
資料7-5		-	-	-	障がい児の中で一番多い「知的障がい児」について、質問項目がない。(身体障がい、精神障がい、発達障がいという表記はあるが、知的障がいという表記がない。)	知的障がい児・者を対象としている療育手帳の所持の有無についての設問があります。(問3) なお、行動障がいの有無及び内容についての設問を、障がい児向けの調査票に追加したいと考えております。	芝垣委員
資料7-4	22頁	-	-	-	「ここからはすべての方にお聞きます。」という表記があるが、誰を想定しているのか分からない。	21ページの間1で、「1」と答えた方には問2～10を答えていただき、「2」と答えた方には問11に進んでいただく構成になっています。問1で「1」と答えた方には、問2～10に答えていただいた後、問11以降にも答えていただくため、このような表記を入れてあります。この表記があることで、かえって分かりにくくなってしまっているため、他の調査票も含め、同じ部分の表記を削除することとします。	岩田委員
資料7-5		-	-	-	愛知県医療療育総合センターについての質問項目を作る。 例:あなたは、愛知県医療療育総合センターについて知っていますか。また、利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。 *愛知県医療療育総合センターの説明 1. 知っているし、利用したことがある 2. 知っているが、利用したことがない 3. 聞いたことはあるが、よくわからない 4. 知らない、聞いたことがない	愛知県医療療育総合センターは、中央病院や発達障害研究所、療育支援センター(あいち発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、親子療育の家等)といった部門を有しており、障がい児・者やその家族を支える貴重な社会資源です。障がい児・者及びその家族を支援する体制を整備していくに当たり、有効に活用すべき機関である愛知県医療療育総合センターがどの程度認知され、利用されているのか把握するために、左記の設問を追加したいと考えております。	芝垣委員